税の特集

納 税

期までに納

(保険

料 $\overset{\smile}{0}$ 最 付 書 初

いします。 のうえ、納税にご協力をお願 重な自主財源。どうかご理解 行政を進めるうえで、税は貴 と嫌なものですが、安平町の やはり税金の通知書となる

すのでお気軽に税務課へお越 しください。 にお困りの方は相談に応じま また、何か事情があり納税

違っている、と感じられるこ とがあるかと思います。その なお、納税通知書をご覧に 納得できない・間

> 際は、 ができます。 て異議の申し立てをすること た日から60日以内に町に対し 納税通知書を受け取っ

減免について

承知おきください。 しない場合がありますのでご られるときには、減免に該当 より生活に支障がないと認め 生活困窮からの回復見込みに 以下)の方に限られ、 万円以下(収入で560万円 なるのは前年の所得が400 い所得の減少の場合、対象と お勧めします。ただし、著し の減少した方には減免申請を により、昨年より著しく所得 リストラ・病気・災害など 資力や

いします。 なり納税相談されるようお願 ついては、 |由により納税が困難な方に いずれにしても、 税務課にお越しに 何らかの

住 民 税

この税は所得割と均等割か 住地で課税されます。 住民税は、 1月1日現在

0 あ 均 所得がある る一定以上 り、所得 成 等割ともに がり立 って 割



除く)に対して課税されます 退職されていても、 税されます。なお、 前年の所得(退職に係る分は でご留意ください。 住民税は 前年中に

別徴収が始まります。 住民税の年金からの 特

が始まります。 からの特別徴収(年金天引き) 今年10月から住民税の年金

護保険料が特別徴収されてい 務のある方です。ただし、 方については特別徴収の対象 ない方や、平成21年度の特別 金所得に係る住民税の納税義 年金の受給者で、前年中の年 4月1日現在65歳以上の公的 にはなりません。 徴収税額が年金の額を超える

この制度は10月開始とな 平成21年度の税額

> くことになります。 納める方法)で納めていただ 月に普通徴収

普通徴収で納めていただきま 住民税については従来どおり また年金以外の所得に係る

ますのでご確認ください。 までに納税通知書が送付され

. 民 健 康 保 険 税

この制度の対象となるのは、

の半分については6月及び8

(納付書で直接

いずれにしても、 6月中

[3] 定 資 産

後期支援分が12万円、 今年から9万円になりました。 れまでは最高8万円でしたが 課税限度額が改正され、こ 内訳は、 平 成21年度国民健康保険税 医療分が47万円 介護分

た。この改正 上げられまし 割、平等割、均等割) による税率 10万円に引き が9万円から (所得割、資産 の変更は

ありません。 とができます。 より口座振替に切り替えるこ 象者の方については申し出に 特別徴収 (年金天引き) 申し出の際は 忲

> 談室にお越しください。 税務課か追分庁舎住民総合 相

ついては6月中旬までに発送 書で直接納める方法) の方に 済みですが、10月以降の保険 収(4月、6月、8月に年金 は9月中旬までに通知します。 します。 通知します。 税については9月中旬までに 天引き) 対象者の方には通知 金天引き) の該当になる方に 納税通知書については仮 新たに特別徴収(年 普通徴収 (納付

税

償却資産)を所有している方 に対して課税されます。 在で固定資産(土地・家屋 固定資産税は、 1 月 1 白現

送します。 納税通知書は7月上旬に発

はずなのに税額が昨年より高 くなった方 昨年とは状況が変わらない

標準額が上がったか、 たかです。 宅の軽減が受けられなくなっ が考えられます。土地の課税 これには、主に二つの要因 新築住

土地の課税標準額が上が